

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

| | | |
|----------|---|--|
| 許認可等の名称 | 入館料の還付 | |
| 根拠条例等・条項 | 堺市立町家歴史館条例第7条 | |
| 所 管 課 | 歴史遺産活用 部 | 文化財 課 |
| 審 査 基 準 | <p>【堺市立町家歴史館条例】 (入館料の不還付)</p> <p>第7条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【堺市立町家歴史館条例施行規則】 (入館料の還付)</p> <p>第8条 条例第7条ただし書の規定により入館料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変その他入館しようとする者の責めに帰することのできない理由により、入館することができなくなったとき。 入館料の全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 その都度市長が定める額</p> <p>2 前項の規定により入館料の還付を受けようとする者は、堺市立町家歴史館入館料還付申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。</p> | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | 即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。) |
| | 標準処理期間を設定できない理由 | |